

個別規程 IIJ ISDN/F サービス

令和 6 年 8 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(品目)

IIJ ISDN/F サービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
1/256C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/256C であるもの
1/64C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/64C であるもの
1/32C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/32C であるもの

第 2 条(最低利用期間)

IIJ ISDN/F サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ ISDN/F サービス契約」といいます。)における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 3 条(IP アドレスの特定)

IIJ ISDN/F サービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者が IIJ ISDN/F サービス契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ ISDN/F サービスを利用することはできません。

第 4 条(利用資格)

IIJ ISDN/F サービスを利用するには、NTT が提供する「フレッツ・ISDN」の契約者又は種類をフレッツ・ISDN タイプとする IIJ 回線マネージメント/F サービスの契約者である必要があります。

第 5 条(契約内容の変更)

契約者は、IIJ ISDN/F サービスの利用に係る NTT の収容 IP 通信網サービス取扱所につき、その変更を請求できるものとします。ただし、契約者に割り当てられた IP アドレスの変更を伴わない場合に限りです。

2 契約者は、IIJ ISDN/F サービスの品目を変更することはできません。

第 6 条(ネットワークの接続)

当社は、当社が定める技術基準に従って、NTT が提供する「フレッツ・ISDN」の利用に係る IP 通信網と当社が IIJ ISDN/F サービスを提供するために設置するネットワーク接続装置との接続を行います。

第 7 条(サービスの廃止)

当社は、NTT が「フレッツ・ISDN」の提供を終了した場合、IIJ ISDN/F サービスを廃止します。

第 8 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ ISDN/F サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知 において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 9 条(料金)

契約者が、IIJ ISDN/F サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ ISDN/F サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 10 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ ISDN/F サービス契約がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 11 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ ISDN/F サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該 状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づ き、別紙 3 に定めるところにより IIJ ISDN/F サービス契約の基本料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求を しなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

第 12 条(技術的事項)

IIJ ISDN/F サービスにおける基本的な技術事項は、別紙 4 のとおりとします。

附則

平成 16 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 16 年 8 月 1 日から実施します。

平成 21 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 21 年 4 月 1 日から実施します。

平成 26 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

平成 26 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ ISDN/F サービスにおける料金等 [第 9 条関係]

1 初期費用

品目	料金
1/256C	当社が別途契約者に示す金額
1/64C	当社が別途契約者に示す金額
1/32C	当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

品目	料金
1/256C	当社が別途契約者に示す金額
1/64C	当社が別途契約者に示す金額
1/32C	当社が別途契約者に示す金額

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 10 条関係]

第 2 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2. 月額費用に定める金額

別紙 3 料金の減額 [第 11 条関係]

利用不能時の減額 (第 11 条関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。

別紙 4 技術的事項 [第 12 条関係]

IIJ ISDN/F サービスにおける責任分界点は、当社通信機器と NTT の IP 通信網の相互接続点との接続点とします。